

公益社団法人日本歯科衛生士会 正会員福祉給付規程

第1条 日本歯科衛生士会が定める正会員に対する正会員福祉見舞金等は、この規定による。

第2条 この規定により、次の給付を行う。

- 一 死亡弔慰金
- 二 災害見舞金
- 三 入院見舞金

第3条 死亡弔慰金

正会員が死亡した場合には、遺族に対して次の弔慰金を給付する。

正会員歴 10 年未満 20,000 円

正会員歴 10 年以上 30,000 円

2 該当する正会員の所属する都道府県歯科衛生士会長（以下「都道府県会長」という。）は、速やかに申請書を日本歯科衛生士会長（以下「本会会長」という。）に提出する。

3 該当する正会員の所属する都道府県会長の申請によって、弔電を送ることができる。

（申請書は、様式一 1 による）

第4条 災害見舞金

正会員が、風・水・震・火災・その他の災害により損害を受けた場合には、次の見舞金を給付する。

床上浸水 5,000 円

家屋全半壊、家屋全半焼 10,000 円

なお、家屋とは、現在正会員が居住している家屋とする。

2 該当する正会員は、申請書を 6 か月以内に所属する都道府県会長に提出し、都道府県会長は、この申請書に証明し、本会会長に提出する。

（申請書は、様式一 2 による）

第5条 入院見舞金

正会員が疾病および負傷により療養のため入院した場合には、次の見舞金を給付する。

入院 1 週間以上 正会員歴 10 年未満 5,000 円

正会員歴 10 年以上 7,000 円

入院 1 ヶ月以上 正会員歴 10 年未満 10,000 円

正会員歴 10 年以上 15,000 円

なお、給付は、年度中に 1 会員 1 回のみとする。

2 該当する正会員は、申請書を 6 か月以内に所属する都道府県会長に提出し、都道府県会長は、この申請書に証明し、本会会長に提出する。

（申請書は、様式一 3 による）

第6条 この規定に定める以外の給付及び規程の改廃については、理事会の議を経て決めるものとする。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。